



法人成りのメリット

実際に個人事業主から法人成りし、ステップアップした起業家・株式会社LINKSの越智様にインタビュー!



株式会社LINKS
越智 大輔さん
【本社】
〒810-0041
福岡市中央区
大名2-8-18
天神パークビル405



Q 事業内容を教えてください。

A

人材ビジネス、代理店運営等です。最近では新規事業として、携帯の各社キャリア、格安SIM取り扱いの代理店運営も始めました。

Q 法人成りを検討したタイミングと、その目的は?

A

個人事業で売り上げが1,000万を超えたので、税金対策含め、法人での活動の方がメリットが大きいと判断したからです。法人成りをする際は、税理士の先生への相談や、経営者仲間にも相談しながら進めました。また、自分自身が事務処理や様々な会社での役職、役員等を経験してきたこともあり、自身の経験も最大限に生かすことができました。

Q 法人成りの際に苦労したこと・良かったことはなんですか?

A

法人といえど、一個人でやっている時と事業内容はほとんど変わらないので、売り上げを増やしていくことに難しさを感じました。一方で、個人事業主の時では取引できなかった会社等と取引ができるようになったことで仕事の幅が広がり、新規事業も立ち上げました。また、肩書きも『代表取締役』になったことで箔も付き、そのおかげで交友関係も良い方向に変えることができました。

Q これから法人成りを考える方にメッセージをお願いします!

A

はじめは分からぬことばかりですが、周りに頼れる人がいれば『なりふり構わず頼る』これが一番の近道だと思います。また、現在会社員で創業を考えている方は、まずは会社員をしながら法人を作ったり、事業を始めるなどをオススメします。会社に守られ(給料をもらい)ながら会社・事業がスタートできるのなら、それに超したことはありません! 悩んだり、考えていることがあれば、私ももちろんですが、いろんな人に相談してみてください!

STARTUP CAFE

スタートアップカフェは、福岡市の登録商標です。

fgn. FUKUOKA GROWTH NEXT



起業に関するお悩み、無料でご相談いただけます。

080-3940-9455

OPEN 10:00-22:00 ※相談最終受付は21:00まで ※年末年始除く



スタートアップカフェ
公式サイト

ご予約はTEL
またはWEBから

<https://startupcafe.jp/>

fukuoka@startupcafe.jp
福岡市中央区大名2-6-11 Fukuoka Growth Next 1F(旧大名小学校内)

福岡市スタートアップ人材マッチングセンター

人材マッチングの対象となる

スタートアップ企業

●創業5年以内の企業・個人事業主

●一定の第二創業に取り組む企業*

創業から5年を超える企業等に対する相談対応や
企業情報発信などの支援メニューもあります。

*既存事業と異なる事業分野に取り組む企業など。



詳しくは
こちら

Fukuoka
ZeroDock
利用無料
スタートアップに必要な
労務・法務の整備状況が
LINEカンタン診断でわかる!
設問に「はい」か「いいえ」で答えるだけ!
FECC弁護士があなたの企業を診断!
診断結果をLINEでお届けします。



本サービスは株式会社WorksNautが提供しております。有職業紹介事業許可取得 許可番号:40-ユ-300753

毎週木曜 個別相談DAY!! 無料相談

各専門家への
相談受付時間
17:00~/18:00~/19:00~ 税理士・日本政策金融公庫
18:00~/19:00~ 行政書士・司法書士・弁護士・弁理士

相談予約は、お電話か受付で
080-3940-9455

起業・創業に役立つ情報をお届け!
起業・創業するなら福岡市!
福岡市の起業・創業応援サイト

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/sougyou/index.html>



採用・雇用の悩みを無料で弁護士等に相談できる
雇用契約や就業規則の見直しもできます。

電話番号 **080-1001-4675**

※相談時間はお電話でご確認ください。

FECC
Fukuoka Employment Consultation Center

福岡市雇用労働相談センター
内閣府 厚生労働省

STARTUP CAFE PRESS

2023 vol.43
FUKUOKA CITY

必要? 不要? 法人成りの見極め



実際に法人成りを経験した起業家にインタビュー!

株式会社LINKS代表 越智大輔さん

する? しない? 法人成りの見極め

『法人成り』とは、個人事業主として実施していた事業を引き継いで、その内容で株式会社や合同会社などの法人を新しく立てることを指し、法人として事業を始める新規の法人設立と区別して、こう呼ばれます。

今回は法人成りの際に考えること・知っておきたいことのポイントをお伝えします!

まずは法人成りの目的を明確にしよう!

法人成りを考える際は、その目的を明確にしましょう。法人成りをすると、**節税効果**の他に、**採用**や**事業拡大**・**資金調達**の際に有利に働いたり、**取引先に信頼感**を与える場合があります。しかし一方で、法人化で増えるコストもあります。法人化で見込める利益がどれくらいかを把握し、その利益がコストを上回るかの検討が必要です。今の事業状況から、法人化の有効性を第三者や専門家に相談することも大事です。



法人成りするかの見極めポイント!

個人事業主と法人では様々な違いがあり、場合によっては個人事業主のままの方がよいケースも。

自身の事業の状況から、法人成りの有効性を見極めましょう!

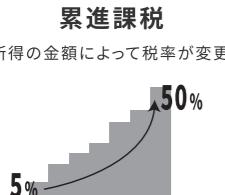
事業拡大

法人成りは対外的な信頼度がUPする側面があり、特に**インボイス制度**の開始後は、取引先の確保・拡大のために法人化した方がよい場合があります。なお、許認可や業界の慣習等により法人化が必須の事業も。
『今までできなかつた大企業と取引をしたい』『事業をスケールアップさせるための資金調達を成功させたい』『優秀な人材を採用していきたい』...。そんな思いを実現する手段として、法人成りを検討してみましょう!

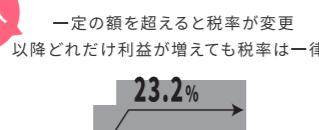
税金

TAX

個人



法人



Column 繰越欠損金制度のメリット

欠損金とは法人の課税所得の『赤字』のこと。法人化し、青色申告の承認を受ければ、欠損金を一定期間の黒字と相殺することができます。相殺することで所得金額が少くなり、必然的に法人税額も少くなります。この欠損金の繰越ができる期間は、個人事業主の3年間に比べ、法人は10年間と有利です。

社会保険

法人化すると、従業員の有無や会社の規模に関わらず、**社会保険への加入が義務付けられます**。メリットとデメリットを比較してみましょう!

従業員の福利厚生の充実

採用で有利に働く場合も!

年金給付額のUP

保険料は従業員と折半。経費として計上が可能!

扶養範囲内なら親族も加入OK

保険料は従業員と折半。経費として計上が可能!

コストが増える

保険料は従業員と折半。経費として計上が可能!

加入・継続の手続きが必要

保険料は従業員と折半。経費として計上が可能!

社会保険について知りたい方はこちらへ!

CAFE PRESS Vol.29



その他の要素も考慮して、法人成りを検討しましょう!

手元に資金はある?

法人化にかかるコストはどれくらい?

家族を従業員として雇う?

法人成りで獲得できる新規取引の見込みは?

法人成りの際に決めるべき主な項目

1 役員報酬

売上から経費を引いて残った分が自分の取り分となる個人事業主と違って、法人は損金扱いにするため、役員報酬は基本固定となり、自由度は下がることを理解しておきましょう。

point

- ・設立後すぐの決定が必要
設立から3ヶ月以内に決定しなければ損金にできない!
- ・基本的に1年間変更はできない
- ・税金の算出にも関わる

事業計画で適切な報酬設定を!

役員報酬を高く設定することもできますが、その分の利益がなければ資金はショートしますし、法人税が安くなってしまふ個人として払う税金は増えることになります。役員報酬をどれくらいで設定するかは創業者本人の意思にもありますが、適切な金額設定のために個人事業主期間の売上から今後の事業の継続性を予測することが重要です。

2 資本金

会社の設立には資本金が必要です。資本金は1円でも法人設立はできますが、資本金の金額により消費税の納税義務や融資の額が決まることもあります。

point

- ・BtoBビジネスは特に資本金の額で信頼度をはかる側面も!
- ・最低資本金が設けられている業種もある旅行業、建設業、人材紹介・派遣業など。
- ・現物出資で用意することもできる

現物出資とは?

車や不動産といった個人の資産を、法人化の際に資本として扱うこと。この方法であれば、実質現金がなくても会社設立が可能です。ただし、手元の資金が増えたわけではありませんので、資金繰りをきちんと考えておくことが必要です。

商品在庫はどうする?

個人事業主時代の商品在庫は、すべて販売してから法人化するのがベター。難しい場合は、法人名義で買い取るのがオススメ! 現物出資よりもスムーズに手続きすることが可能です。

3 資産の引き継ぎ

個人事業主として所有している資産を継続して法人で使用する際は、状況に応じて名義変更や貸付の手続きが必要です。

point ~資産の引き継ぎ方法~

- ・個人で所有したまま法人に貸し付ける
- ・法人名義に変更する
- ・資本として扱う(現物出資)

資産は法人名義へ切り替えを!

資産の切り分けができ、資産の私的利用の防止にも役立ちます。法人名義に切り替えない場合は、税務調査に備えてその理由をきちんと記録しておきましょう。

引き継ぎが必要な資産の例



INTERVIEW

利益を増やすための法人成りを!

法人成りのメリットとして『節税』が挙げられることが多いですが、『利益を増やすための法人成り』として検討するのがよいと思います。そもそも、税金を安くするために事業を始めたわけではないはずです。節税ではなく、**利益をより多く生み出す営業活動に時間やお金をかけた方がよいのではないか**でしょうか? 会社経営は、思ったよりお金も時間も労力も必要です。ご自身の売上と、今後どうしていきたいか、ということころを見極め、**必要でない場合は『創業しない』**という勇気を持つことも立派な選択だと思います。法人成りについてはぜひ税理士に相談してみてください。



井上貴史税理士事務所
井上 貴史 税理士



実際に法人成りしたコンシェルジュにも相談できます!



法人成りするか悩んでいる個人事業主の方も、お気軽にご相談ください! 相談は全て無料です。

ご予約はお電話または専用フォームまで!

080-3940-9455

受付時間 10:00~22:00 (年末年始 休館) ※最終受付21:00

ご予約フォーム



- ・法人成りのタイミングが分からない...
- ・インボイス制度について知りたい

そんなお悩みには

木 17時
20時 税理士相談